度会町介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費及び居宅介護(介護予防) 福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱を次のように定める。

令和6年10月1日

度会町長 中 村 忠 彦

度会町告示第48号

度会町介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費及び居宅介護(介護 予防)福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費並びに法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費(以下「住宅改修費等」という。)の支給を受ける法第62条に規定する要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)が、保険給付分の受領に関する権限を住宅改修を行った者又は特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具を販売した者(以下「事業者」という。)に委任したことに基づき、本町が当該住宅改修費等を事業者に支払うこと(以下「受領委任払い」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 住宅改修費等を受領委任払いにより支給申請することができる要介護被保険者等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 法第 66 条から第 69 条までの規定により保険給付の制限を受けていない者
 - (2) 要介護認定又は要支援認定の新規申請中でない者
 - (3) 病院に入院していない者又は介護保険施設に入所していない者 (受領委任払い取扱事業者の登録の届出)
- 第3条 受領委任払い取扱事業者(以下「取扱事業者」という。)の登録を受けようとする事業者は、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書(様式第1号)及び介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る確約書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により取扱事業者として登録を行ったときは、介護 保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書(様式第3号)によ り当該届出者にその旨を通知しなければならない。

(届出の変更等)

- 第4条 取扱事業者は、事業者の名称、所在等、登録時における届出事項に 変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事 業者登録事項変更届出書(様式第4号)により町長に届け出なければなら ない
- 2 取扱事業者は、住宅改修費等の事業を廃止し、休止し、再開し、又は登録を辞退するときは速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書(様式第5号)により町長に届け出なければならない。

(情報提供)

第5条 町長は、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)並びに要介護被保険者等に対し、取扱事業者の所在等について情報提供を行うものとする。

(取扱事業者の登録の取消し)

- 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱事業者の登録 を取り消すことができる。
 - (1) 要介護被保険者等の求めにも関わらず、正当な理由なく、住宅改修 費等の受領委任払い制度の利用を拒否した場合
 - (2) この要綱に定める所定の手続を行わなかった場合
 - (3) 取扱事業者の責に帰すべき事由により、要介護被保険者等の身体又は財産等を傷つけた場合
 - (4) 不正の手段により、登録を受けた場合又は住宅改修費等の請求を行った場合
 - (5) その他町長が登録の取消しについて必要と認めた場合
- 2 町長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、介護保険住 宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書(様式第6号)により 事業者に通知しなければならない。

(支給申請)

- 第7条 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費に関して受領委任払い制度を利用する要介護被保険者等は、住宅改修を施工する前に、当該支給申請に必要な書類に加えて、介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 2 居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費に関して受領委 任払い制度を利用する要介護被保険者等は、取扱事業者から特定福祉用具 および特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該支給申請に必要な書 類に加えて、介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状(様式第7 号)を町長に提出しなければならない。

(支給決定)

第8条 町長は、受領委任払いに係る住宅改修費等の支給申請があったとき は、当該住宅改修費等に係る支給又は不支給の決定を行い、当該取扱事業 者に通知しなければならない。

(自己負担)

第9条 住宅改修費等の支給を受領委任払いにより受給する要介護被保険者等は、住宅改修又は特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の購入に要する費用(法による保険給付の対象となる費用部分に限る。)に介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第28条の2に規定する負担割合証に示す割合を乗じた額を負担しなければならない。この場合において、自己負担額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

(返環)

第 10 条 町長は、取扱事業者が、偽りその他不正の手段により住宅改修費等を代理受領したときは、当該住宅改修費等の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。